青梅市市民センターＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業　特記仕様書

１　照明器具の改修について

(1) 更新対象照明機器一覧表に記載のある全照明を改修必須対象としま　す。

(2) 更新対象照明機器一覧表とウォークスルー時確認した数量・仕様が異なる場合は、現地確認したものを優先してください。

(3) 灯具本体の更新を原則とします。ただし、意匠照明もしくは代替機種が存在しない等の理由により、本体の交換が不可能な場合は、管球の交換による更新について協議できるものとします。ただし本体を交換しない場合は、反射板やソケット等の部品の劣化による不具合が無いことを確認し、もしあれば修繕してください。

(4) 新品の照明器具とし、「公共施設用照明器具」の型番を取得しているものを優先して使用してください。

(5) 既設照明がＬＥＤに更新されている箇所はＥＳＣＯ事業対象外です。

また、別紙１に記載のあるグラウンド夜間照明はＥＳＣＯ事業対象外です。

(6) 改修前の照度と改修後の照度は、原則同程度とします。

(7) 利用者に不快感（グレア、フリッカー等によるもの）を与えにくい器具を選定してください。

(8) 照明器具の配置は、原則変更できません。ただし、詳細診断時に協議の上変更することができます。

(9) 既存の照明器具と更新後のＬＥＤ器具で、形状寸法の差等により天井等に隙間が残る場合は、ブランクプレート等で塞いでください。また取り付けは施設の内装に配慮してください。

(10) 屋外で使用されている照明器具は屋外仕様を選定し、配線材料等は耐候性に優れたものを使用してください。

(11) ポール照明（街路灯・庭園灯）は、管球のみの更新を認めます。

(12) 既設照明がランプ間引きをしている箇所もＬＥＤ更新を行い、更新後は点灯させるものとしてください。